

神奈川県土地利用基本計画の改定案について

1 趣旨

- 「神奈川県土地利用基本計画」(以下「土地利用基本計画」という。)は、国土利用計画法第9条に基づき、国が定める「国土利用計画(全国計画)」を基本として、土地利用の基本方向や土地利用の原則、都市地域、農業地域等の5地域の指定、5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針を定める計画である。
- 令和5年7月に、国が「第六次国土利用計画(全国計画)」(以下「全国計画」という。)を策定したことから、全国計画で示されている国土利用の新たな基本方針等を踏まえ、土地利用基本計画を見直すこととし、改定案を作成した。

2 これまでの経緯

- | | | |
|------|------|--|
| 令和5年 | 7月 | 全国計画閣議決定 |
| 令和6年 | 3月 | 庁内意見照会(たたき台) |
| | 5月 | 市町村説明会・意見照会(たたき台) |
| | 7月 | 有識者意見聴取(たたき台) |
| | 8月 | 土地利用調整会議(改定素案) |
| | 9月 | 第83回国土利用計画審議会に改定素案を報告
第3回県議会定例会に改定素案を報告 |
| | 10月 | 国(国土交通省)との事前調整(改定素案)
市町村意見聴取(改定素案) |
| | ～11月 | 県民意見募集(改定素案) |
| 令和7年 | 1月 | 土地利用調整会議(改定案) |

3 土地利用基本計画改定の考え方(改定のポイント)

- 人口減少社会の到来や少子高齢化の急速な進展、気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化など、県土利用をめぐる基本的条件の変化と、顕在化する課題に対応するための視点を加える。
- ただし、現行の土地利用基本計画の基本理念や基本的な方針は、上記の課題等に対応した内容となっているため、次期計画においても維持することとする。

4 第83回神奈川県国土利用計画審議会でのいただいた意見

- まちづくり全体として、交通由来その他の都市由来の二酸化炭素排出量を減らすという観点を加えるべき。

5 改定素案に対する市町村意見聴取及び県民意見募集の結果

(1) 市町村意見聴取

ア 実施期間

令和6年10月10日から同月31日まで

イ 実施方法

文書照会

(2) 県民意見募集

ア 実施期間

令和6年10月16日から同年11月15日まで

イ 実施方法

県ホームページへの掲載、県機関での印刷物の配架

(3) 実施結果

ア 意見総数

15件（うち市町村9、県民6）

イ 意見の内訳

区分	件数
a 計画全般に関するもの	3件
b 前文に関するもの	1件
c 県土利用の基本方針に関するもの	8件
d 個別の土地利用方針に関するもの	1件
e 土地利用の調整に関するもの	2件
合計	15件

ウ 意見の反映状況

区分	件数
a 改定案に反映した意見	5件
b 改定素案に既に反映している意見	3件
c 今後の参考とする意見	5件
d 改定案に反映できない意見	1件
e その他（感想）	1件
合計	15件

エ 主な意見

【改定案に反映した意見】

- ・ 前文の「土地利用基本計画の体系」が分かりにくいので、説明を追加した方がよい。
- ・ 市街化調整区域の開発抑制は重要である一方、地域振興の観点から、地域の実情に応じて、地域の利益を考慮した土地利用が必要である。

【改定素案に既に反映している意見】

- ・ 市街化調整区域の土地利用について「市街化調整区域の性格を踏まえて行う」旨を追加した方がよい。

【改定案に反映できない意見】

- ・ 脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー施設の設置に関する記載に、施設の「面的導入」について追加した方がよい。

【今後の参考とする意見】

- ・ 県土利用の理念に関して、実効性のある施策をお願いしたい。
- ・ 林業振興や緑地保全等の取組に関する要望 など

6 改定素案からの主な変更点

- 前文の「土地利用基本計画の体系」について、説明の追加等を行った。
- 「1(3)ア(ア)効率的かつ最適な県土利用・管理」において、「脱炭素型のまちづくりを実現する」ことを明記した。
- 「1(3)ア(ア)効率的かつ最適な県土利用・管理」において、「地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理を図る」ことを明記した。

7 今後の予定

- 令和7年2月 国（国土交通省）へ改定案の意見聴取
第1回県議会定例会に改定案を報告
- 3月 土地利用基本計画改定